

## 広島市市税納税通知書用封筒広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、広島市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市税納税通知書用封筒（以下「納税通知書用封筒」という。）を広告媒体として活用し、当該広告媒体に民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 納税通知書用封筒のうち、広告媒体として民間企業等の広告を掲載することができるものは、「固定資産税・都市計画税」、「軽自動車税（種別割）」及び「市民税・県民税・森林環境税（給与所得に係る特別徴収を除く。）」の納税通知書用封筒とする。

### (広告の枠等)

第3条 広告の枠は、納税通知書用封筒裏面の縦5.5センチメートル、横9センチメートルの一枠とする。

2 広告の色は、単色とする。

3 広告の上部には、縦5ミリメートル、横10ミリメートル程度の大きさに「広告」と表示しなければならない。

4 広告には、広告主の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先並びに広告掲載の趣旨を周知するための文章を表示しなければならない。

### (掲載に係る最低申込価格等)

第4条 広告の掲載に係る1回当たりの最低申込価格（消費税及び地方消費税を含む。）は、別に市長が定めるものとする。

2 広告のデザイン作成等に要する費用は、広告主の負担とする。

### (掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、広告の内容、申込価格等を記載した市税納税通知書用封筒広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出することにより、広告の掲載を申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による掲載の申込みがあった場合において必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

### (広告主の決定)

第6条 市長は、申込書に記載された広告の内容が要綱第5条第1項各号に該当しないかどうかを審査し、該当しないと認められた内容の広告に係る申込者のうち、第4条の規定により定めた最低申込価格以上の金額で最も高い申込価格により申込みをしたものを広告主として決定するものとする。

2 前項の場合において、申込価格が最も高い申込者が複数あるときは、次に定める順序に従って広告主を決定するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人その他の団体

(2) 公益法人又は公益的団体（前号に掲げるものを除く。）

- (3) 私企業のうち公共的性格を有する企業
  - (4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）
  - (5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの（第3号に掲げるものを除く。）
  - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの
- 3 前項の規定によっても広告主を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。
- 4 市長は、前3項の規定により広告主を決定した場合は、その結果を所定の市税納税通知書用封筒広告掲載決定通知書（以下「掲載決定通知書」という。）又は市税納税通知書用封筒広告非掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

（広島市契約規則の適用）

第7条 広告主の決定及びその後の契約の締結は、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）の定めるところに従い行われなければならない。

（広告内容の承認）

- 第8条 広告主は、掲載決定通知書による通知を受けたときは、速やかに掲載する広告の原稿を市長に提出し、広告の内容について承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により広告主から提出された広告の原稿の内容が要綱第5条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該広告主に対して当該広告の原稿の内容の変更を求めることができる。この場合において、当該広告主がその求めに応じなかったときは、前項の承認を行わないことができる。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに申込価格と同額の広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載料の返還）

- 第10条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかった場合は、既納の広告掲載料の全額を返還することができる。
- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責任）

- 第11条 広告主は、掲載した広告の内容について一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日（平成26年10月2日）から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。